

## 北星学園大学 内部質保証に関する方針

北星学園大学大学院、北星学園大学及び北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）は、内部質保証を推進するため、以下の通り、方針を定める。

### 1. 基本的な考え方

[方針]

- (1) 本学は、その目的と社会的使命を果たすために、内部質保証システムを構築し十分に機能させ、大学教育の質保証及び向上を推進する。

[内部質保証]

- (2) 本学における内部質保証とは、自己点検・評価に基づく恒常的及び継続的な改善によって質の向上を図り、教育研究等及び管理運営財務等の状況が適切な水準にあることを学内外に公表し、もって本学の説明責任を果たすことをいう。

[点検評価]

- (3) 本学は、大学院学則第3条、大学学則第3条及び短期大学部学則第1条の2に基づき、教育研究水準の向上及び活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすために、教育研究活動等について点検及び評価を行う。

[ファカルティ・ディベロップメント]

- (4) 本学は、大学院学則第3条の2、大学学則第2条の2及び短期大学部学則第1条の3に基づき、授業の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

[情報公開]

- (5) 本学における内部質保証に関する情報は、その性質上開示に適さないものを除き、原則として学内外に公表することとする。

[適用範囲]

- (6) この方針は、大学院、学部、短期大学部、図書館その他部局（以下「各部局」という）のすべてに適用する。

### 2. 組織体制

- (1) 本学の全学内部質保証推進組織は、自己点検評価・内部質保証委員会とする。
- (2) 自己点検評価・内部質保証委員会は、本学の内部質保証の推進に責任を負う。
- (3) 自己点検評価・内部質保証委員会の任務及び審議事項は、「北星学園大学 自己点検評価及び内部質保証に関する規程」に定める。
- (4) 自己点検評価・内部質保証委員会は、各部局から提出された自己点検評価報告書の内容に対して、全学的観点から点検評価を行う。
- (5) 自己点検評価・内部質保証委員会は、自らの目的及び任務を達成するために、自己改善に努めなければならない。
- (6) 各部局は、自らの目的及び任務を達成するために、運営方法や活動内容に関する日常的な点検評価活動を行うものとする。

- (7) 研究科、学部及び学科は、自らの教育方針を実現するために、授業の内容及び方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

### **3. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上のための指針**

- (1) 教育の企画・設計及び運用は、本学の中長期的総合整備計画を指針とする。
- (2) 教学会議は、中長期総合整備計画に従い、その教育及び研究部面に関する諸施策を総合的な観点から企画及び立案する。
- (3) 研究科、学部、学科及び部門が実施する教育研究活動等は、教学会議が策定する諸施策を指針とする。
- (4) センター、委員会等の活動は、その設置規程に基づく目的及び任務を指針とする。
- (5) 自己点検評価・内部質保証委員会は、各部局の指針に基づき、全学的観点から点検評価及び改善・向上のための助言を行う。